

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成24年7月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第 7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 使用貸借解約について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

出席委員 35名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 3番 清 水 栄 委員 | 4番 村 井 善一郎 委員 |
| 5番 熊 倉 睦 委員 | 6番 捧 譽 委員 |
| 7番 阿 部 眞佐雄 委員 | 8番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 9番 佐 藤 満 委員 | 10番 金 子 純 一 委員 |
| 11番 内 山 清 委員 | 12番 大 竹 一 雄 委員 |
| 13番 鶴 卷 俊 樹 委員 | 14番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 15番 山ノ内 正 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 高 山 博 委員 |
| 25番 佐 藤 裕 雄 委員 | 26番 阿 部 新一郎 委員 |

27番	星野英治	委員	28番	藤田吉則	委員
29番	渡邊一英	委員	30番	原正利	委員
31番	小師勉	委員	32番	目黒伸一	委員
33番	山田佳典	委員	34番	蒲澤正	委員
35番	小林六一	委員			

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局長	大坂純司
事務局次長	渡邊博之
経営基盤係副参事	麦倉政勝
農地係主任	堀江定昭

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

初めに、改めまして大変暑い中、だんだんと暑さが厳しくなっていく状況でございます。何か話を聞くところによりますと、もう五十嵐川のダムが大分貯水量が減ってきているという話を伺っておりますが、今後おてんとうさま次第では恐らく飲料水を確保するのがやっとならないかという話も伺っております。飲料水も大事ですが、やはりこれからは水管理というのは稲作にとって大変重要な課題となっておりますので、今後とも皆様におかれましては水管理というものを節約しながら管理を行っていただきたい、してもらいたいと思っている次第でございます。

そしてまた、最近情報によりますと熱中症が大分はやっているという、出ているという話が興野の地域当番の方から、担当の方から聞きますと、やはり土日になると熱中症の方が運ばれてくるという話を伺っております。田んぼへ出るときは、必ず昼間は家にいて朝晩出るように心がけていただきたいと思いますとおる次第でございます。

そしてまた、私のほうから一、二点ほど連絡事項というのですが、先般6月29日に正副部会長の研修視察が上越市の北陸研究センターへ伺いました。その際に、新潟県のこれから有望品種、新しい品種ですか、そういうのを見てきたわけなのですが、私個人的に考えてみますと、これは独立法人ですので、県とやはりここが一緒、一体となって新潟県の新品種を開発していくべきではないかなと思っている次第でございます。そして、そうすることによって、新潟県は今現在ほかの都道府県から見れば品種の体制というものが大分おけているという話を伺っておりますし、ぜひそういったような関係の中で県と協力、一体となってひとつ農家のためにやっていただきたいということをお願いしてきたわけでございます。

そして、7月5日、6日に農業委員全員で先進地視察研修を行いました。行き先は、

皆さんご存じのとおり石川県総合研究センター、白米千枚田を研修してきたわけなのですが、本当に研修の中身は濃い内容であったかなと思っておる次第でございます。この研修を生かして、また地域に帰って、地域にかかわっていろいろ相談を受けた場合、こういうこともあるのだということを情報つなぎとして言っていただければなと思っておる次第でございます。

そして、7月14日に担い手協議会のほうで農政事務所の方から来てもらって、「人と農地の問題を人・農地プランで解決しよう」という議題で講演がありました。非常にいい話ではなかったかなと思っておる次第でございます。総会終了後、局長のほうより説明ありますが、農業委員会でもこういったような勉強会をしていかなければならないのではないかなと思っておる次第でございます。

そして、先般7月18日に県の常任会議がありまして、先般5月に国会議員に要請をしておいた件が一向に返事が来ないということで、いま一度確認するという話を話されました。この内容については、皆さんご存じのとおり政策は本当に厳しい状況の中で動き回っている状況でございますし、この所得補償というものを公正化を図るように努めていってほしいということを新潟県として要請をしまいいってきたところでございます。そんな中で、まだ三党会議がまだなもの、話し合いも、協議もしていないという話を伺いまして、即刻一番大事な問題はそこなのだと、農業経営者の立場から考えていけば一番大事な問題ではないかということで、会長のほうからいま一度国会議員のほうへ要請しますという話を伺ってまいったところでございます。話は長くなりましたが、きょうの総会、皆さんの協力により早目に終了していきたくておる次第でございますので、ご協力のほどよろしく申し上げまして、簡単ですが、あいさつにかえさせていただきます。

それでは、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席者35名、欠席者ゼロで会議は成立いたします。

署名委員指名につきましては、定めにより私から指名いたします。4番、村井委員、32番、目黒委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』説明いたします。

2ページをごらん願いたいと思います。今月の申請は、新規設定3件、2万5,674㎡、再設定は1件、1万3,365㎡であります。合計では4件、3万9,039㎡であります。

それでは、戻りまして1ページをごらん願います。48番から順にご説明申し上げます。48番は、鶴田ほか地内の農地17筆、2万5,101㎡を新規により3年間利用

権設定するものであります。

49番は、川通東町地内の農地2筆、285㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。

50番は、濁沢地内の農地9筆、1万3,365㎡を再設定により10年間利用権設定するものであります。

51番は、麻布地内の農地1筆、288㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

いずれも申請人の書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

それでは、第3調査部会の結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、7月25日午後3時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後6時30分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定3件、再設定1件、所有権移転ゼロ件、合計件数4件、面積にして3万9,039㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明いたします。

3ページをごらん願います。今月の申請は、取り消し申請を含め4件の申請で、合計3,016㎡となっております。

2番から順に説明いたします。

2番は、新堀地内の農地2筆、488㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

3番は、檜山地内の農地1筆、2,140㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約50万円であります。

4番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、194㎡を平成19年10月31日付で交換による所有権移転で許可を受けましたが、錯誤があったため、取り消しを申請するものです。

5番は、前番に関連する案件であります。西本成寺1丁目地内の農地1筆、194㎡を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

以上4件が今月申請分であります。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、取り消しによるもの1件、贈与によるもの1件、合計件数4件、取り消しによるものを含めて面積3,016㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明いたします。

4ページをごらんいただけますでしょうか。今月の申請は、3件の申請で、計406.5㎡であります。

8番から順に説明をいたします。

8番は、嘉坪川2丁目地内の農地2筆、228㎡を住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。場所につきましては、第二中学校北側300m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

9番は、片口地内の農地2筆、131.5㎡を隣接地が転用されることから、農地への通路用地として利用したいものです。場所につきましては、本成寺公民館北側100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

10番は、新堀地内の農地1筆、47㎡を隣接地が開発されることから、市道の拡幅用地として利用したいものです。場所につきましては、福多郵便局南側250m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第3号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして3件、面積にして406.5㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』説明いたします。

7ページをごらんいただけますでしょうか。今月の申請は、9件の申請で、合計2,730㎡であります。

それでは、戻りまして5ページの46番から順に説明をいたします。

46番は、東本成寺地内の農地1筆、844㎡を売買により取得し、宅地造成4区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円であります。場所につきましては、旧南幼稚園の東側隣接地です。農用地区分は、第3種農地に該当しております。

47番は、片口地内の農地1筆で、198㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万7,000円です。場所につきましては、本成寺公民館北側約100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

48番は、東新保地内の農地1筆で、132㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR三条駅東側100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

49番は、片口地内の農地2筆、352㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円です。場所につきましては、本成寺公民館北側100m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

50番は、東光寺地内の農地1筆、145㎡を使用貸借権の設定により取得し、住宅

1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、東光寺諏訪神社西側150m付近で、農用地区分は第2種農地に該当しております。

51番は、新堀地内の農地1筆、17㎡を交換により取得し、住宅敷地の形状の変更を行うものです。場所につきましては、福多郵便局南側250m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

52番は、新堀ほか地内の農地2筆、697㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台とトラック4台の貸し駐車場用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、福多郵便局南側250m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

53番は、新堀外地内の農地3筆、230㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円であります。場所につきましては、福多郵便局南側250m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

54番は、長沢地内の農地2筆、115㎡を贈与により取得し、住宅1棟、車庫1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、長堀郵便局西側450m付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも申請人の書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして9件、面積にして2,730㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後

に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

それでは、議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』説明いたします。

8ページをごらんいただけますでしょうか。今月の申請は、1件であります。

議案中の番号1の被相続人は平成23年10月10日死亡され、相続人の協議の結果、平成24年7月8日、遺産分割協議が成立しました。農地の相続面積は5万7,302㎡で、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いが出された農地は4万7,799㎡で、農地として適正管理されています。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第5号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、すべて農地として適正管理されており、適格者証明は適当と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、適格者として証明を与えるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（大坂事務局長）

この議案は別冊となっておりますので、ご確認をお願いいたしたいと思います。議第7号と左上に記述してあるものでございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』説明いたします。

今回審議いただく案件の中に、土地改良事業完了後8年未経過の土地はございません。

まず、三条地区についてご説明いたします。三条地区でお願いする案件は、重要変更1件について、三条農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更をお願いするものです。

三条地区の1件目について説明します。変更箇所位置図（1）をごらん願いますでしょうか。申請人は、一般鋼材加工販売の会社を営んでおり、三柳地内に工場を構えています。経営の拡大や搬入、搬出車両の大型化により社員の駐車場が不足しており、新たに駐車場を増設したいものです。

変更箇所につきましては、変更箇所位置図（1）をごらんください。申請地は、三条市三柳315-1ほか1筆、面積は888㎡で、既存工場の西側に位置しております。

次に、栄地区についてご説明いたします。栄地区でお願いする案件は、重要変更1件、送電線用鉄塔1件について、栄農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更をお願いするものです。

栄地区の1件目について説明します。申請人は、総合卸売業営んでおり、須頃2丁目、柳川新田地内に事務所、倉庫を設置しています。施設の老朽化が進んだこと経営の効率化のため、今申請地に移転したいものであります。

変更箇所につきましては、栄の変更箇所位置図（1）をごらんください。申請地は、三条市今井字川原1047ほか1筆、面積は2,528㎡で、刈谷田川右岸排水機場の東側に位置しております。

栄地区の2件目について説明します。申請人は、東北電力株式会社で、申請箇所の電線地上高が低く、安全距離の確保が困難な状況になっていることから、送電線鉄塔の建てかえにより電線地上高を増大して安全確保を図るものです。

変更箇所につきましては、栄の変更箇所位置図（2）をごらんください。申請地は、三条市大面2818-3ほか4筆で、面積549.85㎡で、送電線鉄塔4基分であります。場所は、主要地方道長岡・見附・三条線沿いに位置しております。

当案件は、農地転用許可不要案件であります。

次に、下田地区についてご説明いたします。下田地区でお願いする案件は、重要変更1件、軽微変更2件、携帯中継基地局4件について、下田農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更をお願いするものです。

下田地区の1件目について説明します。申請人は、檜山地内に居宅を構えておりますが、たびたび檜山川からの浸水被害を受けており、昨年の水害でも浸水被害を受けたものであります。よって、少しでも高い場所に住宅を設けるため、今申請地に移転したい

ものであります。また、既存住宅、物置の敷地が農振・農用地であったため、今回あわせて申請するものです。

変更箇所につきましては、下田の変更箇所位置図（１）をごらんください。申請地は、三条市檜山字諏訪表３３０－１ほか１筆で、面積６４９㎡で、申請者の既存住宅の南側に隣接しております。

下田地区の２件目について説明します。申請人は、駒込地内で農業を営んでおり、既存農作業所、農業資材庫の敷地が農振・農用地であったため、本申請を行うものです。

変更箇所につきましては、下田の変更箇所位置図（２）をごらんください。申請地は、駒込字向ノ前１５０４－２ほか１筆で、面積２５７㎡で、申請者の既存住宅の南側に隣接しております。

下田地区の３件目について説明します。申請人は、早水地内で農業を営んでおり、昨年の水害により農舎が倒壊し、敷地が砂防ダム用地となったことから、新たに自宅前に農舎を建築したいものです。

変更箇所につきましては、下田の変更箇所位置図（３）をごらんください。申請地は、早水字亀田３５１のうち面積１２４㎡で、申請場所は申請者の住宅前に位置しております。

下田地区の４件目について説明します。申請人は、ソフトバンクモバイル株式会社であります。申請人は、携帯電話通信事業者であり、下田エリアに携帯中継基地局設置計画を進めております。今回目的エリアに携帯中継基地局の用地を確保するものです。

変更箇所につきましては、下田の変更箇所位置図（４）をごらんください。申請地は、笠堀字堂ノ前４７５のうち面積８０㎡です。申請場所は、笠堀集落内で国道２８９号線に面しております。

なお、当案件は農地転用許可不要案件であります。

下田地区の５件目について説明します。申請人は、ソフトバンクモバイル株式会社であります。これは、申請理由につきましては、先ほどの申請目的と同じでございます。

変更箇所につきましては、下田の変更箇所位置図（５）をごらんください。申請地は、牛野尾字熊戸３４５－１のうち面積８０㎡です。申請場所は、牛野尾集落内で県道鞍掛八木向線に面しております。

なお、当案件は農地転用許可不要案件であります。

下田地区の６件目について説明します。申請人は、ソフトバンクモバイル株式会社であります。これは、前申請と同じ目的でございます。

変更箇所につきましては、下田の変更箇所位置図（６）をごらんください。申請地は、中浦字芦中７０９－８のうち面積８０㎡です。申請場所は、中浦集落内で県道鹿熊中浦線に面しております。

なお、当案件は農地転用許可不要案件であります。

下田地区の７件目について説明します。申請人は、ソフトバンクモバイル株式会社であります。これは、先ほどの案件と申請理由は同じでございます。

変更箇所につきましては、下田の変更箇所位置図（７）をごらんください。申請地は、

大沢字片平1596-1のうち面積109.5㎡です。申請場所は、大沢集落内で市道飯田原二十町線交差点に面しております。

なお、当案件は農地転用許可不要案件であります。

以上、10件であります。ご審議の上、意見決定を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区1件で、面積は888㎡、栄地区2件で、面積は3,077.85㎡、下田地区7件で、面積は1,379.5㎡、現地調査を含む書類審査を行い、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第3調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』部会長より報告をお願いいたします。

農政対策部長は、坂井会長代理の隣に着席願います。

それでは、22番、野水委員、報告願います。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

農政対策部会は、7月20日の午後2時から厚生福祉会館第2集会室において、部会委員10名のほかに野崎会長の出席を得まして開催いたしました。

協議題は、6月30日開催の農業委員会総会で付託を受けました平成24年度作況調査について、利用状況調査についてのほか、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）について、研修についてです。

最初に、作況調査につきましては、お手元に配付してあります文書のとおり、実施期日を8月24日の金曜日といたしました。当日は、午後1時に三条市役所を出発し、水稲圃場6カ所のほかにナシ栽培圃場1カ所と月岡地内での遊水地予定地を視察することといたしました。

現地調査終了後は、下田地区の鹿峠にあります「甚七」で検討会を開催します。

なお、この調査には、市からは農林課長からも同行してもらう予定ですので、農業委員の方々は全員参加でお願いいたします。それから、委員の方から圃場をお願いしてありますけれども、8月10日までにJAの栽培履歴カードを事務局のほうへ提出をお願いいたします。

次に、利用状況調査実施につきましては、農地法の改正で年1回農地の利用状況調査を農業委員会が行わなければならないことになっております。そこで、今まで農業委員会で取り組んできました農地パトロールをベースにしまして、農地の利用状況についての調査を実施日9月1日土曜日の午後に統一して実施することといたしました。遊休農地の実態把握、農地の違反転用の早期発見などの是正指導をパトロールの最重点推進事項としました。9月1日は、午後1時に、三条地区は厚生福祉会館2階第2集会室に、栄地区は農村環境改善センター2階会議室に、下田地区は産業開発センター2階201会議室に集合していただき、打ち合わせをした後、それぞれ担当地域内のパトロールをしていただきます。その報告と検討会をお願いします。

今年度は3年目ということで、重点地域が下田地域であり、調査地点が多くあるため、三条、栄地区からの応援体制を計画しました。重点地域以外の地域は、応援体制をとったことにより地域範囲が広がりますが、パトロールと過年度調査地の現状再確認をよろしくお願いいたします。

なお、細かな点につきましては、後ほど事務局より連絡がありますので、よろしくお願いいたします。

次に、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）についてです。プラン作成に当たり、地域別説明会が開催されました。手を挙げようとしている地域から声がかかれば積極的に出席していくこと、また今後も地域で行われる説明会などがあれば積極的に出席していくこととしました。

次に、研修についてであります。南蒲原農業委員研修が10月12日午後2時から、委員県内1日研修が11月30日午後1時からの計画を了承いたしました。11月30日については、帰ってきたら解散ということです。

以上で農政対策部会からの報告を終わります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、農政対策部会の結果報告についてを終わります。

今ほど野水部会長より説明ありましたように、8月24日に作況調査を行いますので、そして9月1日にまた農地パトロールを行いますので、これは農業委員会としての一環の事業でございますので、できるだけ出席のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、野水委員におかれましては、自席へお戻りください。

それでは、報告第3号から報第6号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（大坂事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

そのほか皆様方のほうでご発言ございませんか。

（「その他で」の声あり。）

議長（野崎会長）

その他で。

21番（阿部銀次郎委員）

先日25日ですけれども、調査部会がございましたが、私も参加させていただきましたけれども、それでちょっと気がついたのですが、前は農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更案件で現地調査ございましたけれども、気がついた中で、重要変更とか軽微な変更とかいろいろありますけれども、その中でも現在農地の状態になっておいて、その農地を除外するかしないかという判断をするわけですけれども、それはそれとして、もう何十年も前に住宅が建って、もう全然農地という状況でないようなところがそういうふうに現状農用地として指定されたわけですけれども、どうもそういう区分は、今までずっとすべての申請案件は現地調査もされてこられたのでしょうけれども、あの程度のものであるならばというふうに考えますし、言葉に語弊があるかもしれませんけれども、事務局段階で判断できるようなものであれば、私はわざわざ調査する必要はないのかなというふうに思いましたので、ちょっとご検討いただいて、後で皆さんにお諮りしていただければというふうに思いますけれども。

議長（野崎会長）

結論からいいますが、ごく簡単にやってくれということでしょうか。

21番（阿部銀次郎委員）

簡単にやってくれということではなくて、農振除外というのは農用地区域でないかということで大変重要なものですけれども、ただし普通であれば現農地は野菜もしくは稲

作付されているとか、基盤整備また圃場整備をされたところを転用するということになれば、それはもう現地を当然見に行かなければだめだと思うのですが、もう30年も40年も50年も前に、本来ならやらなければならなかったものをしないで、もうそこに厳然と住宅が建って、もう農地の様相も全然呈していないというふうな状況のところが大分ございましたので、その辺から、また通信関係のもので、これはもう半年に1回しか申請ができないというふうな事情のもとで、もう事前にやらざるを得ない、事前作業を認めざるを得ないというふうなものもございまして、そういうものについては私はそこまで現地まで見に行かなくともいいのではないかなというふうに、ちょっと気がついたものですから、コメントをいただければということでございますが。

議長（野崎会長）

今阿部委員が言われたような内容については、そういう鉄塔あるいは東北電力関係の事前事業が始まっているということについては、国の定めでやっているということで、これやむを得ないのではないかなということで、これから三条市農業委員会としてもこれから今阿部委員が言われたように検討していく余地があるのではないかなと思っておる次第でございますので。

阿部委員、それでよろしいでしょうか。

21番（阿部銀次郎委員）

いや、私はいいのですけれども。ちょっと協議をしていただきたいと思います。

議長（野崎会長）

今度そういう案件が出たらということでしょうか。

21番（阿部銀次郎委員）

十分協議をして、どうしてもしなければならぬのかどうなのか、その辺のところを調整をしなければだめなのではないかなと思うのですが。結論は今出なくても結構ですので。

議長（野崎会長）

それは、事務局と協議しながら対応していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

21番（阿部銀次郎委員）

はい。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

発言がないようですので、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第1調査部会長、14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

来月、第1調査部会の当番でございます。8月24日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員の出席お願いしたいと思います。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

来月第1調査部会は8月24日9時からの予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、来月の総会は31日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時25分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (4 番)

議 事 録 署 名 委 員 (3 2 番)
